

藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について

藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

2026年（令和8年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年藤沢市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第31条中「第9条の3の3第2項（同条第3項）」を「第9条の3の3第3項（同条第4項）」に改める。

第32条及び第33条中「第9条の3の3第2項」を「第9条の3の3第3項」に改める。

第34条第1項中「第9条の3の3第2項」を「第9条の3の3第3項」に、「第9条の3の3第3項」を「第9条の3の3第4項」に改め、同条第2項中「第9条の3の3第2項」を「第9条の3の3第3項」に改める。

別表第1の1の項処理手数料の欄中「4,800円」を「9,000円」に、「2,500円」を「5,000円」に、「1,000円」を「3,000円」に改め、同表2の項1の項に掲げるもの以外の一般廃棄物等の項中

「

大袋1袋につき80円
中袋1袋につき40円
小袋1袋につき20円
ミニ袋1袋につき10円
大袋1袋につき300円
中袋1袋につき150円

「

大袋1枚につき100円
中袋1枚につき50円
小袋1枚につき25円
ミニ袋10枚につき125円
大袋1枚につき600円
中袋1枚につき300円

廃棄物の処理方法の区分（焼却又は破碎）ごとに１０キログラムにつき２７０円。ただし、搬入重量が１０キログラム以下のときは一律２７０円とする。	を	廃棄物の処理方法の区分（焼却又は破碎）ごとに１０キログラムにつき３５０円。ただし、搬入重量が１０キログラム以下のときは一律３５０円とする。
廃棄物の処理方法の区分（焼却又は破碎）ごとに１０キログラムにつき１１０円。ただし、搬入重量が１０キログラム以下のときは一律１１０円とする。		廃棄物の処理方法の区分（焼却又は破碎）ごとに１０キログラムにつき１６０円。ただし、搬入重量が１０キログラム以下のときは一律１６０円とする。
１０キログラムにつき１１０円。ただし、搬入重量が１０キログラム以下のときは一律１１０円とする。		１０キログラムにつき１６０円。ただし、搬入重量が１０キログラム以下のときは一律１６０円とする。

に改める。

別表第２中「２７０円」を「３５０円」に改める。

第２条 藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第１の２の項１の項に掲げるもの以外の一般廃棄物等の項事業系一般廃棄物を市長の指定する焼却施設又は破碎施設に直接搬入するとき。の項中「３５０円」を「４００円」に改める。

別表第２中「３５０円」を「４００円」に改める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（１）第１条の規定（第３１条から第３４条までの改正規定に限る。） 公布の日又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和８年法律第４３号）の施行の日のいずれか遅い日

（２）第１条の規定（別表第１の１の項の改正規定に限る。） 令和９年４月１日

（３）第１条の規定（別表第１の２の項１の項に掲げるもの以外の一般廃棄物等の項及び別表第２の改正規定に限る。） 令和９年１０月１日

（４）第２条の規定 令和１０年１０月１日

（第１条の規定による改正に伴う経過措置）

２ 第１条の規定による改正後の藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に

関する条例別表第 1 及び別表第 2 の規定は、前項各号に規定するそれぞれの施行の日以後に搬入され、又は収集された一般廃棄物に係る処理手数料（第 22 条の 2 第 1 項の規定により排出する場合にあっては前項第 3 号に規定する施行の日以後に徴収する処理手数料）及び産業廃棄物に係る費用について適用し、前項各号に規定するそれぞれの施行の日前に搬入され、又は収集された一般廃棄物に係る処理手数料（第 22 条の 2 第 1 項の規定により排出する場合にあっては前項第 3 号に規定する施行の日前に徴収する処理手数料）及び産業廃棄物に係る費用については、なお従前の例による。

- 3 第 1 項第 3 号に規定する施行の日前に、第 28 条の 2 の規定により交付された指定収集袋は、令和 9 年 12 月 31 日までの間に限り、これを使用することができる。

（第 2 条の規定による改正に伴う経過措置）

- 4 第 2 条の規定による改正後の藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例別表第 1 及び別表第 2 の規定は、第 1 項第 4 号に規定する施行の日以後に搬入された一般廃棄物に係る処理手数料及び産業廃棄物に係る費用について適用し、同日前に搬入された一般廃棄物に係る処理手数料及び産業廃棄物に係る費用については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をし、及び廃棄物処理の手数料について、その受益と負担の適正化を図り、もって社会的公平性を確保するため、その額を改定する必要がある。